

外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会のきまり

平成 26 年 7 月 16 日

(名称)

第 1 条 本会議は、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」(以下「連絡協議会」といいます。)と称します。

(目的)

第 2 条 三鷹市北野地区内において、外環整備により付け替えられた市道・都道と工事用道路の交差点箇所及び工事区域内通学路等における小・中学校の児童・生徒を中心とした地域住民の交通安全の確保及び防犯対策について、関係者間で情報共有を図り、相互協力により地域の安全・安心を確保することを目的とします。

(協議事項)

第 3 条 連絡協議会は、次の各号に掲げる外環整備による道路等に係る安全確保及び防犯対策について協議します。

- (1) 通学路等
- (2) 工事により交通量に影響があると考えられる道路
- (3) その他安全確保のために必要と思われる施設

(開催)

第 4 条 連絡協議会は、外環整備の進捗状況に応じ、会長が必要と認めた場合に開催することができます。

(構成等)

第 5 条 連絡協議会の構成員は、別表 1 に掲げる団体から推薦等を受けた者とします。

- 2 団体等を代表して選出された構成員が、やむを得ず出席できない場合は、代理の者を出席させることができます。この場合において、代理の者は、欠席した構成員が所属する団体に所属したものとします。
- 3 連絡協議会の構成員は、連絡協議会で承認を得て、変更することができます。
- 4 連絡協議会の運営事務局は、別表 2 に掲げる団体とします。
- 5 オブザーバーは、別表 3 に掲げる団体とし、連絡協議会の求めに応じて説明し、質問に対する応答をすることができます。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会には、会長及び副会長を置きます。

- 2 会長は、1名とします。
- 3 副会長は、4名以内とします。
- 4 会長及び副会長は、構成員の互選によってこれを選任します。
- 5 会長は、連絡協議会の円滑な進行のため、議事を総括します。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、代わって議事を総括します。

(役員会)

第7条 会長及び副会長で役員会を構成し、会議の運営について協議します。

(会議)

第8条 連絡協議会は、原則として公開とし、希望者は傍聴することができるものとします。ただし、連絡協議会が、会議の運営に支障があると判断した場合は、非公開とすることができます。

- 2 傍聴者は、連絡協議会において発言することができません。
- 3 連絡協議会は、傍聴者が連絡協議会の運営を妨げる行為を行った場合は、その傍聴者を退出させることができます。
- 4 連絡協議会は、協議内容の議事要旨を公開します。
- 5 連絡協議会が必要と認めた場合は、安全又は防犯に係る関係者に出席及び発言を求めることができます。

(個人情報等の保護)

第9条 連絡協議会の構成員及び出席者は、連絡協議会で知り得た個人情報及び連絡協議会が公表することにより運営に支障があると認めた情報について、第三者に漏らしてはなりません。

(その他)

第10条 このきまりに定めるもののほか、必要な事項は、連絡協議会で協議して定めるものとします。

附 則

平成26年7月16日に施行

令和元年5月29日に改正

令和元年8月1日に改正

別表 1

団体	人数
北野町会	3
北野不動産管理研究会	1
株式会社三鷹ファーム	2
三鷹市立北野小学校 PTA	2
三鷹市立第六中学校 PTA	2
三鷹市交通安全対策北野地区委員会	2
三鷹市立北野小学校	1
三鷹市立第六中学校	1
三鷹市青少年対策北野地区委員会	2
北野小学童保育所保護者会	1
三鷹市東部地区住民協議会	2
三鷹交通安全協会 北野支部	1
三鷹防犯協会 北野支部	1
三鷹市都市再生部	1

別表 2

三鷹市
三鷹市教育委員会

別表 3

国土交通省東京外かく環状国道事務所等
東京都
三鷹警察署